



皆野町けんこう大使 み～な

知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

～国民健康保険税～

国民健康保険税は、国保に加入されている被保険者の属する世帯主に対し課税されます。加入者が安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、納期限までに必ず納めましょう。

○所得の申告を必ずしましょう

国保税の税額は前年の所得に応じて決定します。税額を決定するために、国保の加入者は毎年所得の申告をすることが義務付けられており、前年中に収入がなかったかたも申告が必要です。

また、国保に係る給付(高額療養費など)や福祉などの住民サービスを受けるためにも申告が必要です。まだお済みでないかたは忘れずに申告しましょう。

○資格の手続を忘れずに

国保の加入や喪失の手続を忘れていませんか？

手続を忘れてしまうと、さかのぼって国保税を納めることになったり、二重に保険料を納めてしまうこともあります。こうしたことが起きないように、忘れずに加入・喪失の手続をしましょう。

なお、年度途中での加入や資格を喪失した場合には、税額を更正します。

○平成27年度の税率

※[]内は旧課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳～64歳)
所得割	(総所得金額－33万円) ×5.5%	(総所得金額－33万円) ×1.1%	(総所得金額－33万円) ×1.1%
資産割	固定資産税額×40%	－	－
均等割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	加入者数×7,200円
平等割	1世帯14,000円	－	－
課税限度額	52万円 [51万円]	17万円 [16万円]	16万円 [14万円]

地方税法施行令の改正に伴い、今年度より課税限度額が改正となりました。

○税金の納付は便利で安心な口座振替で!

口座振替を利用すれば、窓口で支払いする必要はなく、納め忘れの心配もありません。申込みの手続も一度行えばそれ以降は継続となりますので、毎年手続をする必要はありません。

○特別徴収(年金天引き)の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
国保税を平成27年2月の年金から特別徴収されたかたは、原則として同じ額を仮徴収します。			今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額を特別徴収します。仮徴収額のみで納め過ぎになる場合には、過納金を還付します。		

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461